

鹿児島純心女子短期大学 同窓会ゆかり会会則

1条 総 則

本会は鹿児島純心女子短期大学同窓会（ゆかり会）と称し、本部を鹿児島純心女子短期大学内に置く。
ゆかり会支部については、支部会則に定める。

2条 目 的

本会は会員相互の親睦をはかると共に母校の発展に協力することを目的とする。

3条 会 員

本会は正会員及び客員よりなる。正会員は本学卒業生、客員は現職員及び旧職員となる。

4条 役員及び評議員

本会に次の役員及び評議員を置く。

- 役員 名誉会長 1名
顧 問 1名
会 長 1名 副会長 2名 事務局長 1名
会 計 1名 会計監査 3名（内1名は学内より） 学内連絡係 1名
- 評議員 各回生から若干名

5条 任期及び選任

会長・副会長・事務局長・会計・会計監査の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 名誉会長：本学の学長を推す。
- 顧 問：現職員より会長が委託する。
- 会長・副会長・事務局長・会計・会計監査を会員より選出し、評議員の承認を得る。
- 学内連絡係・会計監査は、母校に残る卒業生があたり、評議員の承認を得る。
- 評 議 員：卒業年次ごとに各クラス県内在住者にかぎり2名選出し、評議員会出席を義務とする。
欠員ある場合には、直ちに補充する。その方法は欠員者のクラス評議員、もしくは事務局で推薦し評議員会の承認を得る。

6条 運 営

- 役員会は会長が招集し、本会の緊急事項を審議執行し、次の評議員会においてこれを報告し、承認を得る。
- 評議員会は1回定例会を開き本会運営に関する事項を執行し、これを会員に報告する。

7条 活動内容

本会は次の活動を行う。

- 親睦会の開催
 - ・ 原則として3年毎に開催する。
 - ・ 開催にあたっては実行委員会を設置し、計画運営を行う。
- 同窓会会報「ゆかり」の発行
 - ・ 原則として毎年発行する。
 - ・ 会員全員に無料配布とする。
- その他本会の目的を達成するために必要な事項

8条 会 計

本会の経費は入会金、及びその他の収入をもってこれにあてる。
同窓会費は卒業時に同窓会費として15,000円納入する。
但し、不足を生じる場合は評議員の議決を経て徴収することができる。
本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

9条 会則変更

会則の変更は評議員会の決議による。

附則 本会会則は、昭和37年3月26日より施行する。

昭和46年6月19日一部変更	平成10年4月18日一部変更
昭和51年6月27日一部変更	平成12年4月22日一部変更
昭和53年6月25日一部変更	平成13年5月19日一部変更
昭和55年6月22日一部変更	平成16年5月15日一部変更
昭和58年6月26日一部変更	
昭和60年5月18日一部変更	
平成02年5月13日一部変更	